

参考資料 1

○小竹町都市計画審議会条例

平成14年3月27日

条例第5号

(設置)

第1条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、小竹町都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について町が提出する意見に関すること。
- (3) その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 2人以内
- (2) 町議会議員 2人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 2人以内
- (4) 町の住民 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

3 副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年1月17日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第8号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第4号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第3号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第5号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年9月24日条例第24号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。